

## 特定非営利活動法人 amu 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 amu という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市天白区山根町94番地に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域で暮らす障害を持った方々、保育が必要とされ、または保育を希望する児童に対し、心身の穏やかな発達を援助し、また、誇りをもって地域で生活を営めるように支援する事業を行い、家庭での子育て、介護負担の軽減、障害を持った児童、生徒の健全育成を以って地域社会への貢献と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 健康保険法に基づく訪問看護事業並びに介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (3) 医療・福祉従業者等に対する研修及び人材育成に関する各種研修事業
- (4) 在宅生活を送る障害児者及びその家族に関する知識及び経験の収集、整理及び共有に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 金融機関等からの資金借入、他人の保証人になる等の義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 会員の除名
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 森山 裕紀子

理事 松川 昇平

理事 近藤 久美子

監事 足立 勝彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0 円 年会費 0 円

(2) 賛助会員（個人） 入会金 1000円 年会費 1口1000円  
賛助会員（団体） 入会金 1000円 年会費 1口10000円

役員名簿

特定非営利活動法人 amu

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	モリヤマ ユキコ 森山 裕紀子		無
理事	マツカワ ショウヘイ 松川 昇平		無
理事	コンドウ クミコ 近藤 久美子		無
監事	アダチ カツヒコ 足立 勝彦		無

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

近年、医療の進歩により、医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障害児、発達に特性のある子どもが地域で生活する機会は増加しています。一方で、児童発達支援や放課後等デイサービス、訪問看護などの社会資源は十分とはいえず、地域差や支援の質のばらつきが課題となっています。

また、在宅生活では医療的ケアだけでなく、日常生活を支える工夫や環境調整といった「生活の知恵」が重要であるにもかかわらず、それらは十分に共有されておらず、当事者や家族の不安や負担が大きくなっています。

本法人は、重症心身障害児および発達に特性のある子どもを対象とした児童発達支援、放課後等デイサービス、訪問看護ステーションの運営を行うとともに、「生活の知恵」の収集・共有や研修会の開催等を通じて、支援の質の向上と多職種連携の促進を図ります。

これにより、当事者・家族・支援者がつながり、誰もが地域で安心して生活できる社会の実現に寄与します。本事業は不特定かつ多数の者の利益に資する公益性の高いものであり、継続的かつ安定的に実施するため、特定非営利活動法人として法人化するものです。

### 2 申請に至るまでの経過

- ・令和7年7月、一般社団法人 amu を設立した。
- ・同法人において、支援者向け研修会の開催や SNS 等による情報発信を行った。
- ・令和8年2月、研修会を開催（参加者7名）。
- ・これらの活動を通じて、継続的かつ実践的な支援体制の必要性を認識した。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、訪問看護ステーションの事業化を検討した。
- ・事業の継続性および公益性の確保のため、特定非営利活動法人としての法人化を決定した。
- ・令和8年4月7日、設立総会を開催し、本申請に至った。

令和8年 4月 7日

特定非営利活動法人 amu

設立代表者

氏 名

森山 裕紀子

特定非営利活動法人 amu

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・在宅生活に関する知識共有を目的としたサイトの構築を行う。
- ・支援者向け研修会を企画・実施する。
- ・本法人の活動の周知および関係機関との連携を図る。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費 の 予算額 (単 位：千 円)
(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援・放課後等デイサービスの設立・運営	・本事業年度は実施予定なし	—	—
(2) 健康保険法に基づく訪問看護事業並びに介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業	訪問看護ステーションの設立・運営	・本事業年度は実施予定なし	—	—
(3) 医療・福祉従業者等に対する研修及び人材育成に関する各種研修事業	少人数制で実技を主とした実践式の研修会を行う。	(A)年4回(2月、5月、8月、11月) (B)かえるハピネス訪問看護ステーション (C)3人	(D)医療的ケア児に関わる支援者 (E)40人	2

<p>(4) 在宅生活を送る障害児者及びその家族に関する知識及び経験の収集、整理及び共有に関する事業</p>	<p>当事者や家族の生活の知恵を医療者・支援者と共有できるサイトの構築、運営を行う。</p>	<p>(A) 7月頃～通年 (B) インターネット上 (C) 5人</p>	<p>(E) 在宅生活を送る障害児者および家族、支援者 (E) 多数</p>	<p>500</p>
--	--	---	--	------------

特定非営利活動法人 amu  
令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・児童発達支援および放課後等デイサービス事業を開始する。
- ・引き続き、研修会の実施および情報発信を行う。
- ・関係機関との連携体制の強化を図る。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費 の 予算額 (単 位：千 円)
(1)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援・放課後等デイサービスの設立・運営	(A)令和9年4月開所予定 (B)名古屋市内事業所 (C)9人	(D)在宅生活を送る障害児 (E)15人	37300
(2)健康保険法に基づく訪問看護事業並びに介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業	訪問看護ステーションの設立・運営	(A)令和9年4月開所予定 (B)名古屋市内事業所 (C)3人	(D)在宅生活を送る障害児者および家族、地域の高齢者 (E)30人	18620
(3)医療・福祉従業者等に対する研修及び人材育成に関	少人数制で実技を主とした実践式の研修会を行う。	(A)年4回(2月、5月、8月、11月) (B)かえるハピネス訪問看護ステー	(D)医療的ケア児に関わる支援者 (E)40人	2

する各種研修 事業		ション (C)3人		
(4)在宅生活を 送る障害児 者及びその 家族に関す る知識及び 経験の収集、 整理及び共 有に関する 事業	当事者や家族の生活の知 恵を医療者・支援者と共有 できるサイトの構築、運営 を行う。	(A)通年 (B)インターネット 上 (C)5人	(E)在宅生活を送 る障害児者およ び家族、支援者 (E)多数	100

## 活動予算書

法人設立日 から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	0		
健康保険法に基づく訪問看護事業並びに			
介護保険法に基づく居宅サービス事業、			
介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	0		
医療・福祉従事者等に対する研修及び			
人材育成に関する各種研修事業収益	60,000		
在宅生活を送る障害児者及びその家族に関する			
知識及び経験の収集、整理及び共有に関する事業収益	0	60,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
<b>経常収益計</b>			560,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費	0		
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
<b>人件費計</b>	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	2,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
委託費	500,000		
<b>その他経費計</b>	502,000		
<b>事業費計</b>		502,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
<b>人件費計</b>	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	10,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	15,000		

消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	25,000		
管理費計		25,000	
経常費用計			527,000
当期正味財産増減額			33,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			33,000

活動予算書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	30,068,985	
健康保険法に基づく訪問看護事業並びに 介護保険法に基づく居宅サービス事業、 介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	14,702,688	
医療・福祉従事者等に対する研修及び 人材育成に関する各種研修事業収益	80,000	
在宅生活を送る障害児者及びその家族に関する知識及 び経験の収集、整理及び共有に関する事業収益	0	44,851,673
5. その他収益		
受取利息		
雑収益	0	0
経常収益計		44,951,673
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	39,660,000	
法定福利費	6,340,000	
人件費計	46,000,000	
(2)その他経費		
諸謝金		
印刷製本費	2,000	
会議費		
旅費交通費	2,660,000	
通信運搬費	960,000	
宣伝広告費	300,000	
委託費	100,000	
賃借料	6,000,000	
その他経費計	10,022,000	
事業費計		56,022,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金		
印刷製本費		
会議費		
旅費交通費	100,000	

通信運搬費	100,000		
消耗品費	2,415,000		
水道光熱費	990,000		
賃借料			
保険料	900,000		
租税公課			
雑費			
その他経費計	4,505,000		
管理費計		4,505,000	
経常費用計			60,527,000
当期正味財産増減額			△ 15,575,327
前期繰越正味財産額			33,000
次期繰越正味財産額			△ 15,542,327